

公益財団法人福岡県スポーツ推進基金 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、公益財団法人福岡県スポーツ推進基金と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を福岡市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当法人は、福岡県におけるスポーツの推進及びスポーツを通じた地域の活性化に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 福岡県ゆかりのトップアスリートの育成
- (2) 大規模スポーツ大会等の誘致・開催
- (3) その他前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

第3章 資産及び会計

(財産の拠出及びその価格)

第5条 当法人の設立に際して設立者が拠出する財産及びその価格は、次のとおりである。

設立者 福岡県 現金 300万円

(基本財産)

第6条 当法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として、理事会で定めるものは、当法人の基本財産とする。

- 2 基本財産は、当法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、やむを得ない理由により基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第7条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第8条 当法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第9条 当法人の事業報告及び決算は、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
 - (2) 理事、監事及び評議員の名簿
 - (3) 理事、監事及び評議員の報酬等の支給基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要並びにこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第10条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

(評議員)

第11条 当法人に、評議員3名以上を置く。

(評議員の選任及び解任)

第12条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

- 2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。
- (1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
 - イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
 - ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様な事情にある者
 - ハ 当該評議員の使用人
 - ニ ロ又はハに掲げる以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
 - ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
 - ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの
 - (2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第9号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

3 評議員は、当法人の理事、監事又は使用人を兼ねることができない。

（任期）

第13条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第11条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員に対する報酬等）

第14条 評議員は、無報酬とする。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。この場合の支給基準については、評議員会において別に定める。

第5章 評議員会

（構成及び権限）

第15条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

2 評議員会は、次の事項について決議する。

（1）理事及び監事の選任及び解任

（2）理事及び監事の報酬等の額及び支給基準

（3）評議員に対する報酬等の額及び支給基準

（4）貸借対照表、損益計算書（正味財産増減計算書）及び財産目録の承認

（5）定款の変更

（6）残余財産の処分

（7）基本財産の処分又は除外の承認

（8）その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第 16 条 定時評議員会は、毎事業年度終了後 3 か月以内に開催し、臨時評議員会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 17 条 評議員会は、法令に特段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が評議員会を招集する。
- 3 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して評議員会の招集を請求することができる。
- 4 前 3 項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第 18 条 評議員会の議長は、その評議員会において出席した評議員の互選により定める。

(決議)

第 19 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 評議員に対する報酬等の額及び支給基準
 - (3) 定款の変更
 - (4) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (5) その他法令で定められた事項

(決議の省略)

第 20 条 理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該案件を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第 21 条 理事が評議員会の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことにつき、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(評議員会議事録)

第 22 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 前項の議事録は、議長及びその会議に出席した評議員の中から選出された議事録署名人 1 名以上が署名、若しくは記名押印又は電子署名する。

第 6 章 役員等

(役員)

第 23 条 当法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 3 名以上
 - (2) 監事 1 名以上
- 2 理事のうち 1 名を理事長とし、1 名を副理事長、1 名を専務理事とする。
 - 3 前項の理事長をもって法人法上の代表理事とし、専務理事をもって同法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第 24 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長、副理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。

(理事の職務及び権限)

第 25 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長がその職務を代行する。
- 4 専務理事は、理事長を補佐し、当法人の業務を執行する。
- 5 理事長及び専務理事は、毎事業年度に 4 か月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 26 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び事務局職員に対して事業の報告を求め、当法人の業務の執行及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第 27 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第 23 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 28 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。

(役員報酬等)

第 29 条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員及び理事会が特に定める役員には

報酬を支給することができる。

- 2 役員には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。
- 3 第1項及び第2項に関する額及び支給基準については、評議員会の決議により別に定める。

(顧問)

第30条 当法人に、任意の機関として顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の決議を経て、理事長が委嘱する。
- 3 顧問は、理事長の諮問に応じて意見を述べ、又は会議に出席して意見を述べることができる。
- 4 顧問は、無報酬とする。

第7章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長及び専務理事の選定及び解職

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が理事会を招集する。
- 3 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、理事会を開催することができる。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長とする。

- 2 理事長が欠席した場合の議長は、副理事長とする。
- 3 理事長及び副理事長が欠席した場合の議長は、出席した理事の互選により定める。

(決議)

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第36条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、監事が異議を述べたときを除き、当該案件を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第37条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会に報告することを要しない。ただし、第25条第5

項に定める報告については、省略することはできない。

(理事会議事録)

第 38 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。ただし、理事長が出席しなかったときには、出席した理事と監事の全員が署名、若しくは記名押印又は電子署名する。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 39 条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第 3 条、第 4 条及び第 12 条についても適用する。

(解散)

第 40 条 当法人は、法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 41 条 当法人が、公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 42 条 当法人が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 43 条 当法人の公告は、主たる事務所の公衆に見やすい場所に掲示する方法により行う。

第 10 章 事務局

(事務局の設置)

第 44 条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には必要な職員を置く。

3 職員は、理事長が任免する。

4 職員は、有給とする。

5 事務局に関し必要な事項は、理事会の決議を経て理事長が別に定める。

第 11 章 補則

(委任)

第 45 条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て理事長が別に定める。

附則

- 1 当法人の設立者の氏名及び住所は、次のとおりとする。
住所 福岡県福岡市博多区東公園 7 番 7 号
設立者 福岡県 (福岡県知事 小川 洋)
- 2 当法人の設立時評議員は、次のとおりとする。
設立時評議員 麻生泰、大曲昭恵、藏内勇夫、傍田賢治
- 3 当法人の設立時代表理事たる理事長、設立時理事及び設立時監事は、次のとおりとする。
設立時理事長 住吉徳彦
設立時理事 稲富勉、井上順吾、岡田昌治、小川弘毅、片峯隆、城戸秀明、
篠原一洋、鈴木亨、住吉徳彦、中平稔人、原口剣生、藤永憲一
設立時監事 坂田茂樹、清水剛
- 4 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和 3 年 3 月 31 日までとする。